

今求められている 研究インテグリティとは何か 大学・研究機関がまず取り組むべき実践策



霜越直哉



青木沙絵

CONTENTS

- I はじめに——研究インテグリティについて大学・研究機関は何に困っているのか
- II 今求められている研究インテグリティとは何か
- III 安全保障貿易管理や利益相反マネジメントとの関係性
- IV 大学等は何に取り組まなければならないのか
- V さらなる課題

要 約

- 1 本稿は、「今求められている研究インテグリティ」とは何かを整理し、その関連分野である安全保障貿易管理や利益相反マネジメントとの関係性を検討したうえで、大学・研究機関（大学等）に求められている具体的な対応などについて考察することを目的とする。
- 2 研究インテグリティは、産学連携や国際化の進展により定義が曖昧かつ広範になっており、それを大学等の現場で正確に理解し対応を進めることが難しくなっている。
- 3 現在、政府が大学等に強く求めているのは、「研究の国際化・オープン化に伴う新たなリスク」への対応である。特に、外国からの不当な干渉により、意図せずに技術や知識が流出してしまうリスクへの対策が重視されている。これに対し、研究者には外国との活動に関する情報開示が求められ、大学等には研究者が情報を開示しやすい環境整備とリスクマネジメント体制の構築が求められている。
- 4 大学等がまず取り組むべきことは、安全保障貿易管理や利益相反マネジメントといった既存のマネジメント業務の徹底と、各部署間の連携強化である。ただし、それだけでは察知しにくい新たなリスクも顕在化しており、情報共有や事前相談の促進など、先進事例やガイドラインを参考にした対応が求められている。

I はじめに——研究インテグリティについて大学・研究機関は何に困っているのか

大学・研究機関（大学等）における先端的な研究がますます国際的に、オープンになる中で、「研究インテグリティ」についても関心が高まっている。外国のさまざまな大学等や企業、機関等と連携し、共同研究などの取り組みを進めていくことは、大学等を起点としたイノベーションをより活性化するために重要である。そのために、いわば「守り」側の構えとして、研究インテグリティの確保は必要不可欠である。

しかし、研究インテグリティが意味するところは曖昧であり、また幅広い。大学等のリスクマネジメント担当部署などにおいては、「研究インテグリティとは何か」「何をもって研究インテグリティを確保できたといえるのか」という疑問が、なお解消されにくい状態が続いている。

たとえば、2024年度に内閣府が大学等を対象として開催した「研究インテグリティについての意見交換会」では、「研究インテグリティの定義の理解に苦慮されている機関が多い」「個々で研究インテグリティの考え方に違いがありすぎる」といった意見が挙がっている^{注1}。研究インテグリティ確保のための取り組みを進めようとしても、「そもそもよく分からない」という、スタート時点ですまづいてしまっているケースが一定程度存在すると考えられる。

そこで本稿は、研究インテグリティとは何かについて整理することを主な目的とする。ポイントは、曖昧かつ広範な概念である研究

インテグリティについて、その全体像を正確に理解しようとするのではなく、政府から近年、確保することを強く求められてきた研究インテグリティ（以下、「今求められている研究インテグリティ」とする）に焦点を当てることにある。

さらに、研究インテグリティと関連性の高い「安全保障貿易管理」「利益相反マネジメント」との関係性を整理し、大学等に求められている具体的な対応について検討する。最後に、今後の研究インテグリティ確保に向けた課題について述べる。

本稿は、大学等において研究インテグリティや安全保障貿易管理、利益相反マネジメントなどにかかわっている研究者、教職員を主な想定読者とする。また、研究インテグリティや関連業務を所管する組織を「リスクマネジメント部署」と表記する。

II 今求められている研究インテグリティとは何か

1 大学等が最初につまずくポイント

研究インテグリティについて、具体的かつ統一された定義は存在しないとされる。政府の公表資料においては、端的に「研究の健全性・公正性」と表現されていることが多い。また、G7は「研究の正当性、社会的関連性、責任、および質を確保して守るための職業的価値観、原則、およびベストプラクティスの順守」^{注2}、OECDは「優れた科学的実践（科学研究の自由、開放性、誠実性、説明責任等）を構成し、国際研究協力を規制する特定の価値・規範・原則（互惠性、公平性、無差別等）」と定義している^{注3}。いずれにして

も、非常に抽象度が高い定義となっている。

研究インテグリティに含まれる要素は歴史的に拡大してきている。従来は、研究不正（捏造、改ざん、盗用、その他の懸念がある研究行為）を行わないことが主な内容とされてきた。しかし、産学連携や国際化の進展に伴い、研究者が利益相反に適切に対応することや、さまざまな関係法令等を遵守することなど、幅広い要素が含まれるようになってきている。このような経緯について、日本学術会議は『研究インテグリティ（Research Integrity）』という概念の展開は拡張の歴史であった」と指摘している^{注4}。

以上のように、研究インテグリティの一般的な定義は抽象度が高く、また幅広い。これらを正確に理解したうえで、研究インテグリティ確保のための取り組みを進めることは非常に困難であろう。これがスタート時点でのつまずきの一要因になっていると考えられる。

2 近年、政府から強く求められてきた研究インテグリティとは何か

一方で近年、政府から強く求められてきたのは、研究インテグリティ全体というわけでは

ない。もちろん研究インテグリティはすべて重要だが、政府資料等では「すべてに全力で取り組んでください」ということは書かれていない。そこで大学等にとって重要となるのは、このような「今求められている研究インテグリティ」に絞って理解し、その確保のための取り組みを進めることにある。

その内容とは、「研究の国際化・オープン化に伴う新たなリスク」に対応することである。さらに、この「新たなリスク」とは、外国からの不当な干渉によって、研究者が意図せず利益相反や責務相反の状況に陥ったり、技術や知識の流出を招いたりするような事態を指している^{注5}。特に近年は後者、すなわち大学等から意図せずに技術や知識が外国へ流出してしまうリスクに主眼が置かれている^{注6}。以上をごく端的に整理すると、技術流出リスクへの対応強化を大学等は求められているということにほかならない。

3 具体的に求められている対応とは何か

技術流出リスクへの対応を考えるに当たっては、政府が公表している「研究の国際化、

図1 「今求められている研究インテグリティ」確保のために取り組むべきことの方向性

主体	求められていること
研究者	- 自身の研究に関する情報、特に外国との活動に関する情報を、所属する大学等に適切に開示すること（申請や申告、事前相談など） - 外国との活動とは、海外出張、共同研究、人的交流、兼業・クロスアポイントメント、報酬の受領などが含まれる
大学・研究機関（大学等）	- 研究者が情報を開示しやすい環境や仕組みを整備すること（相談窓口の設置や、研究者への教育・研修も含まれる） - 研究者から開示された情報について、別途入手可能な情報とも比較しつつ、リスク評価やリスク軽減措置を実行すること*

※大学等に求められていることの2点目は第V章で後述する
出所）内閣府「研究者向け／大学・研究機関向け 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」
（2023/6）を整理して作成

オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」が参考となる。要点は図1のとおり「情報開示」にある。研究者は、自身の研究に関する情報、特に外国との活動に関する情報について、所属する大学等に適切に開示（申請や申告、事前相談など）することが求められている。また大学等は、組織として、研究者が適切に情報開示しやすいような環境を整備することが求められている。これらの環境整備は、リスクマネジメント部署における主要な業務の一つになるだろう。

Ⅲ 安全保障貿易管理や利益相反マネジメントとの関係性

「今求められている研究インテグリティ」を

前述のように整理していくと、安全保障貿易管理や利益相反マネジメント、あるいは共同研究マネジメントといった、すでに大学等において実施している管理・マネジメント（以下、「既存マネジメント」とする）とかなり重なっていると感じる人も多いだろう。実際に筆者は、「今求められている研究インテグリティ」と既存マネジメントは多くの部分が重なり合っていると考える。ここでは、その関係性について確認していこう。

1 安全保障貿易管理との関係性

安全保障貿易管理とは、国際的な平和と安全を守るため、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、危険な国家やテロリストなど懸念活動を行う恐れのある者に渡らないよう、技術

表1 事前確認シートの「相手先に関する懸念情報」チェック項目

4. 相手先に関する懸念情報	
相手先が、外国ユーザーリスト*に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿ってせ設定】に相談してください。

出所）経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」2024年7月更新版より作成

の提供や貨物の輸出を管理することである。したがって、この制度の趣旨は「今求められている研究インテグリティ」と多くの部分で重複していることが分かる。

この制度は、外国為替及び外国貿易法に基づいて実施されており、財務省と経済産業省が共同所管している。うち経済産業省は大学等向けに「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を公表している。その中で、たとえば外国に対して何らかの技術を提供しようとする際に、内部でその実施可否を確認するための帳票の雛形として「事前確認シート」を提示している。

この事前確認シートは、研究者が記入し、所属する大学等に申請するために用意されている。研究者はこのシートに、相手先の情報、研究内容・技術情報、相手先に関する懸念情報などを記載する必要がある。「相手先に関する懸念情報」の項目では、外国ユーザーリスト掲載機関に該当しないか、相手先に安全保障貿易管理上の懸念がないか、などについてチェックするようになっている(表1)。

経済産業省は、このような事前確認シートを使いながら管理していくことを推奨しており、実際に多くの大学等において活用されている。また、何か懸念があるから使うのではなく、外国に技術や知識などを提供するような場合、その相手や内容にかかわらず、原則として事前にシートを作成することを推奨している^{注7}。したがって、このような安全保障貿易管理の体制・仕組みが整備できているのであれば、「今求められている研究インテグリティ」における「研究者が外国との活動に関する情報を適切に所属先に申請・申告するような環境」はかなりカバーされていると

見なせるだろう。

2 利益相反マネジメントとの関係性

文部科学省の利益相反ワーキング・グループによると、産学官連携の推進に伴って生じる利益相反とは、大学の教職員や大学自体が外部から得る経済的利益などと、大学における教育・研究上の責任が衝突する状況を指す^{注8}。これに対応するための大学等における利益相反マネジメントとして、研究者が所属組織外からの利益供与などについて申告する仕組みがすでに存在していると考えられる。

たとえば内閣府の調査報告書によると、ある国立研究開発法人では利益相反について、個人に関する申告(年1回)と、研究課題に関する申告(新規の研究プロジェクトが始まる2~3カ月前に都度)の2つを運用している。個人に関する申告では、企業等への役員就任の有無、報酬や研究費の受給状況、その他の個人的な利益関係の有無などを記入する(表2)。ここでの「企業等」には海外の企業や大学等も含まれる。研究課題に関する申告では、新規の研究プロジェクトが始まる2~3カ月前に、研究の種類や内容、研究費の受給元、利益相反の有無・状況などを記入する。

このように利益相反マネジメントは、研究者個人が所属組織外から得る経済的利益や具体的な関係性などについて申告する仕組みとなっていることが多い。したがって、このような利益相反マネジメントの体制・仕組みが整備できているのであれば、安全保障貿易管理と同様に、「今求められている研究インテグリティ」における「研究者が外国との活動に関する情報を適切に所属先に申請・申告するような環境」は一定程度カバーされている

表2 国立研究開発法人における個人に関する利益相反の申告フォーム例（イメージ、抜粋）

申請者		⑤企業等からの寄付金	
氏名		寄付金の有無	あり／なし
所属・役職		該当者	本人／配偶者／一親等親族
申告日		時期	
①企業等の役員等の就任		企業等名	
就任の有無	あり／なし	概要	
該当者	本人／配偶者／一親等親族	金額	
時期		⑥企業等との個人的利益関係	
企業等名		利益関係の有無	あり／なし
役職等の種類		該当者	本人／配偶者／一親等親族
②産学連携相手の株式の保有		時期	
保有の有無	あり／なし	企業等名	
該当者	本人／配偶者／一親等親族	内容	
時期		金額	
企業等名		⑦企業等からの役務の提供	
保有状況の詳細		提供の有無	あり／なし
③企業等からの研究費		該当者	本人／配偶者／一親等親族
研究費の有無	あり／なし	時期	
該当者	本人／配偶者／一親等親族	企業等名	
時期		内容	
企業等名		有償／無償	有償／無償
内容		⑧企業等からの物品の提供	
金額		提供の有無	あり／なし
④保有している知的財産		該当者	本人／配偶者／一親等親族
保有の有無	あり／なし	時期	
該当者	本人／配偶者／一親等親族	企業等名	
企業等名		内容	
名称		有償／無償	有償／無償
種類・内容			

出所) 内閣府令和6年度「研究インテグリティ (Research Integrity) に係る調査・分析及びG7オンラインプラットフォーム『バーチャルアカデミー』の運営支援・分析」調査報告書 (2025/2) より作成

と見なせるだろう。

Ⅳ 大学等は何に 取り組まなければならないのか

これまで見てきたように、「今求められて

いる研究インテグリティ」とは、何か新しい取り組みというよりは、大学等における既存マネジメントと重なり合っている。したがって大学等において、新たな対策は不要であるかという、全くそのようなことはないと筆者は考えている。ここでは、大学等における

安全保障貿易管理と利益相反マネジメントの取り組みについて、何か足りない可能性はあるのか、どのような対策が必要なのかを確認していこう。

1 安全保障貿易管理は十分か

経済産業省と文部科学省の調査によると、安全保障貿易管理に関する内部規程を策定済としている大学は、2024年時点で約80%となっている（図2）。したがって、残りの20%程度の大学においては、まだ学内の管理体制が整っていないと推測される。これらの大学においては、まずは体制整備を早急に進めることが求められる。

それでは、内部規程を策定済としている80%の大学は特に問題ないのだろうか。筆者がさまざまな関係者と意見交換をした限りにおいては、「規程は策定したものの、まだ運用は十分にできていない」という大学等も存在するように見受けられる。

たとえば留学生の受け入れについて、経済産業省は「入口・中間・出口の各段階における管理」を推奨している^{※9}。このうち、大学等への入学を希望している留学生について前述の「事前確認シート」などを使いながら確認していく「入口管理」は、入試業務と密接にかかわっている。したがってリスクマネジメント部署は、さまざまな関連部署と連携しながら、入試業務に「入口管理」のためのプロセスを組み込んでいくが必要になるだろう。当然のことながら、これらは単に規程を作成しただけでは達成できず、一定の手間と時間をかけて対応しなければならない。

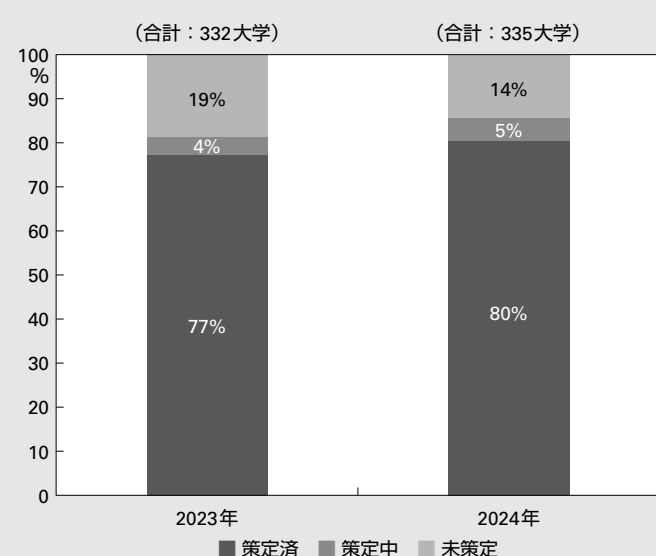
また、組織内の研究者もこのプロセスに関与することから、このような手続きを適切に進められるように、継続的に周知していくことも必要である。

2 利益相反マネジメントは十分か

利益相反マネジメントについては、表2で例示したように、定期的に組織内の研究者から申告を受けている大学等が多いと考えられる。ここで得られた情報は、「今求められている研究インテグリティ」にとっても重要であることは間違いない。

一方で、このような定期調査は「事後」の情報収集であることに注意が必要である。新たなリスクに対応するには、研究者が外国と何らかの活動をしようとする際に、「事前」に情報開示を受け、あらかじめ対策を打つことが肝要である。特に、外国のある機関から寄付金を受ける、何らかの支援を受ける、といったような「受け取る」行為については、安全保障貿易管理上のチェックを経ないこともある。したがって、安全保障貿易管理とは

図2 国内の大学における安全保障貿易管理の内部規程の策定状況



※小数第1位で四捨五入したため、合計が100にならない場合がある
※調査対象は、国立大学および医歯薬理工農獣医情報系学部を置く公立・私立大学。
2024年のデータは資料中で「暫定値」とされている
出所) 経済産業省「安全保障貿易管理と大学・研究機関における機微技術管理について」(令和6年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会 資料)(2024/9)

別に、「事前」に研究者から何らかの情報提供や相談を受けるようなマネジメントが求められることになる。

このような場合において、大学等は研究者に対して兼業申請を課していることが一般的だろう。そこで兼業申請手続きにおいて、利益相反マネジメントや「今求められている研究インテグリティ」のために必要な情報も収集できる様式やプロセスになっているか、あらためての検証が必要である。また、兼業申請手続きは人事・総務部署が所管していることが多いため、リスクマネジメント部署と連携できる状態となっているかについても確認が必要である。

3 まず取り組むべきことは何か

以上を踏まえると、大学等がまず取り組むべきは、安全保障貿易管理や利益相反マネジメントといった既存マネジメントが徹底できているか、抜け漏れはないかについて検証することといえる。さらに、これらのマネジメントはさまざまな部署が所管していることから、リスクマネジメント部署を中心に各関連部署との連携を強化することで、より包括的な対

応が可能となるだろう。各部署と密に連携しながら検証することで、重複している申請・申告プロセス等を整理統合し、研究者の負荷を軽減することも実現できるかもしれない。

これらの体制整備に際して、たとえば安全保障貿易管理については、経済産業省が大学等向けにさまざまな支援策を打ち出しており、その活用が有効である。また、利益相反マネジメントを含む「今求められている研究インテグリティ」全般について、内閣府や文部科学省、科学技術振興機構 研究開発戦略センター（CRDS）がさまざまな調査結果や事例集などを公表しており、これらも体制整備の参考になるだろう。

V さらなる課題

本稿ではここまで、「今求められている研究インテグリティ」とは何か、その確保のために何に取り組まなければならないかについて論じてきた。あらためて整理すると表3のとおりとなる。本稿の結びとして、今後、重要になると考えられる2つの課題について触れたい。

表3 「今求められている研究インテグリティ」の要点

今、何が求められているか	・「研究の国際化・オープン化に伴う新たなリスク」に対応すること
新たなリスクとは	・外国からの不当な干渉によって、研究者が意図せず利益相反や責務相反の状況に陥ったり、技術や知識の流出を招いたりするような事態 ・特に近年は、意図せずに技術や知識が外国へ流出してしまうリスクが主眼に置かれている
具体的に求められている対応	・研究者は、自身の研究に関する情報、特に外国との活動に関する情報について、所属する大学等に適切に開示（申請や申告、事前相談など）すること ・大学等は、研究者が適切に情報開示しやすいような環境を整備すること
既存マネジメント（安全保障貿易管理や利益相反マネジメントなど）との関係性	・多くの部分が重なり合っている（例：安全保障貿易管理における事前確認シートの運用、利益相反マネジメントにおける定期調査の実施など）
大学等はまず何に着手すべきか	・既存マネジメントが徹底できているか、抜け漏れはないか、検証すること ・既存マネジメントを各部署が別々に所管している場合は、リスクマネジメント部署を中心に関連部署との連携を強化すること

1 さまざまな「新たなリスク」を どのように察知するか

本稿で焦点を当ててきた「研究の国際化・オープン化に伴う新たなリスク」とは、外国からの不当な干渉によって、研究者が意図せず利益相反や責務相反の状況に陥ったり、技術流出を招いたりする事態であった。この「新たなリスク」について、実態としては実にさまざまなものがあり、注意を要するとの指摘が挙がっている。

たとえば、筑波大学の山越祥子准教授の研究によると、「新たなリスク」のうち対応が悩ましいものとして、研究者へのプライベートな場での働きかけ、ヘッドハンティング、怪しい講演依頼のスパムメールなどが挙げられている^{注10}。これらのリスクについては、安全保障貿易管理や利益相反マネジメントといった既存マネジメントの徹底だけでは察知しにくいものもある。リスクマネジメント部署においては、研究者にそのような事例を紹介しつつ、注意喚起と「事前」相談を呼びかけるといった、目下できることを進めつつ、組織としての対策強化を検討していく必要があるだろう。

大学等間でさまざまな「新たなリスク」事例について情報共有することも有効だが、機微な内容のため容易ではない。たとえば、大学等間で安心して情報交換できる場を設け、そこでどのように情報を取り扱うかの大きなガイダンスを示してファシリテーションを行うなど、政府の支援が期待されている領域である。

2 「新たなリスク」に どのように対処するか

本稿では、図1に示したように、組織内の

研究者から、外国との活動について適切に（「事前」に）申請・申告や相談を受けること、そのためには安全保障貿易管理や利益相反マネジメントといった既存マネジメントを徹底していくことが必要である旨を論じてきた。そのように内部から適切に情報収集ができるようになった際の次の論点になるのは、別途入手可能な情報も収集して比較検討し^{注11}、リスクを評価し、何らかのリスク軽減措置を実行することにある。

このようなリスクマネジメント全体に関するガイドラインや事例、ツールについては、G7や諸外国がすでに作成・公表している。たとえばカナダ政府は、大学等向けにオープンソース・デューディリジェンス実施のためのガイダンスを提供している^{注12}。また米国の国立研究機関は、得られたリスク情報に基づき対応方法を選択するための意思決定マトリクスを提供している^{注13}。これらの諸外国の取り組みについてもCRDSが調査報告書を提供しており、実施方法についての参考となるだろう^{注14}。

また、政府においても有識者会議を開催し、「重要技術の流出防止等の取組に関する手順書（仮）」の策定に向けて検討を進めている。この手順書の内容についても、大学等におけるリスクマネジメントにとって参考になるだろう。

「今求められている研究インテグリティ」は、研究者による情報開示に主眼を置いており、それだけでも一定のリスク低減につながり得るものの、十分とはいえない。一方で、このような情報開示そのものが不十分であれば、大学等におけるリスクマネジメントは困難を極めるだろう。「今求められている研究

インテグリティ」は、まさに、大学等における研究活動を「守り」の面から支える基盤として機能するものである。

注

- 1 内閣府令和6年度「研究インテグリティ (Research Integrity) に係る調査・分析及び G7 オンラインプラットフォーム『バーチャルアカデミー』の運営支援・分析」調査報告書 (2025/ 2)
- 2 内閣府「研究セキュリティと研究インテグリティに関するG7共通の価値観と原則 (日本語仮訳)」(2022/ 6)
- 3 科学技術振興機構 研究開発戦略センター「日本語仮訳：グローバルな研究エコシステムにおけるインテグリティとセキュリティ OECD科学技術産業ポリシーペーパー (130号)」(2022/11)
- 4 日本学術会議 科学者委員会学術体制分科会「見解 研究活動のオープン化、国際化が進む中での科学者コミュニティの課題と対応——研究インテグリティの観点から」(2023/ 9)
- 5 内閣府「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(2021/ 4)
- 6 たとえば2025年6月に政府が公表した「統合イノベーション戦略2025」には、「技術流出防止の観点から投資審査等の体制強化、留学生・外国人研究者等の受入れ審査強化等」に引き続き取り組んでいく」と記載されている
- 7 研究者が外国に技術や知識などを提供しようとする際には、まずこの事前確認シートを記入して所属先に提出し、何か懸念がある場合にはより詳細な審査を行う、という2段階構成の管理プロセスが想定されている
- 8 文部科学省「利益相反ワーキング・グループ報告書 (概要)」(2002年)
- 9 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第四版」2024年7月更新版
- 10 山越祥子「安全保障貿易管理と研究インテグ

リティのシナジー：リスク事例から探る連携の重要性」(令和6年度大学等向け安全保障貿易管理説明会 資料) (2024/12)

- 11 公開情報を含む別途入手可能な情報も踏まえてリスク確認等を実施することについて、近年では「オープンソース・デューディリジェンス」と呼ばれている。なお、このようなリスク確認等を実施することは、安全保障貿易管理において経済産業省も推奨している
- 12 Innovation, Science and Economic Development Canada, “Conducting Open Source Due Diligence for Safeguarding Research Partnerships,” 2022
- 13 National Institute of Health, “NIH Decision Matrix for Assessing Potential Foreign Interference for Covered Individuals or Senior/Key Personnel,” 2024
- 14 科学技術振興機構 研究開発戦略センター「諸外国における研究セキュリティの取組み——政府・資金配分機関によるリスク評価と大学への支援を中心に」(大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策に係る検討会 資料) (2024/10)

著者

霜越直哉 (しもこしなおや)

野村総合研究所 (NRI) 社会システムコンサルティング部 チーフコンサルタント
専門は教育・人材政策。直近は、こどもの「居場所」やEdTech、大学等のリカレント教育、研究インテグリティ・セキュリティなどの政策支援にかかわる

青木沙絵 (あおきさえ)

野村総合研究所 (NRI) 社会システムコンサルティング部 シニアコンサルタント
専門は教育・人材政策、大学マネジメントなど。直近では経済安全保障や大学等におけるリスクマネジメント (研究インテグリティ・セキュリティ) などのテーマにかかわる